

2024年度 がんサロン

利用できる制度・仕事と治療の両立 今後の療養先

昭和大学横浜市北部病院 総合サポートセンター
ソーシャルワーカー 柳橋 あすか

目次

▶ お金のこと

医療費について／生活費について

▶ 仕事のこと

就労に関する相談窓口や制度について

▶ 生活について

介護保険制度について

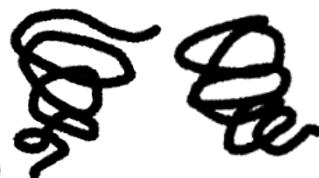
自宅で利用できるサービス・自宅以外の療養場所について

～お金・仕事に関する相談～

医療費はいくらかかるんだろう？

治療をしながら
仕事を続けられるのかな？

生活費はどうしよう？



医療費に関する制度

▶ 高額療養費制度

同一月にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分があとで払い戻される制度です。

☆ 限度額適用認定証を事前 to 取得して窓口 to 提示すると、医療費の支払いを自己負担限度額に抑えることができます。

高額療養費制度

▶ 70歳未満の方（3割負担）

	適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)
ア	年収約1,160万円～ 健保:標報83万円以上 国保:旧ただし書き所得901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770万～約1,160万円 健保:標報53万～79万円 国保:旧ただし書き所得600万～901万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370万～約770万円 健保:標報28万～50万円 国保:旧ただし書き所得210万～600万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円 健保:標報26万円以下 国保:旧ただし書き所得210万円以下	57,600円
オ	住民税非課税者	35,400円

高額療養費制度

▶ 70歳～75歳未満の方（2割または3割負担）

	適用区分	ひと月の上限額 (世帯ごと)	
		外来(個人ごと)	
現役並み	年収約1,160万円～ 標報83万円以上／課税所得690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	
	年収約770万～約1,160万円以上 標報53万円以上／課税所得380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	
	年収約370万～約770万円以上 標報28万円以上／課税所得145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	年収約156万～約370万円 標報26万円以下 課税所得145万円未満等	18,000円 〔年14万4千円〕	57,600円
住民税 非課税等	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円

高額療養費制度

▶ 75歳以上の方（1、2、3割負担）

負担割合	所得区分	自己負担限度額(月額)	
		個人ごと(外来のみ)	世帯ごと(外来＋入院)
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% 【多数回該当140,100円】	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% 【多数回該当93,000円】	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円＋(総医療費－267,000)×1% 【多数回該当44,000円】	
2割	一般Ⅱ	18,000円 または 6,000円＋(総医療費－30,000円)×10%の低い金額を適用 【年間上限144,000円】	57,600円 【多数回該当44,000円】
1割	一般Ⅰ	18,000円 【年間上限144,000円】	
	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

仕事について

▶ 仕事を続けるための相談

例) 治療のスケジュールや副作用と勤務の調整
働き方を変える
職場にどのように相談していくか
どのような雇用形態、職務規定なのか

▶ 神奈川県のとりのくみ

- ・ 社会保険労務士の派遣
- ・ 神奈川県産業保健総合支援センターへの相談
- ・ ハローワークによる長期療養者等就職支援事業

★仕事を辞める前にご相談に来てください。

仕事と治療の両立について一緒に考えましょう

傷病手当金について

- ◆ 病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度で、病気や怪我のために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。
- ◆ 被保険者が病気や怪我のために働くことができず会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで4日目以降休んだ日に対して支給されます。
- ◆ 支給される金額は一日あたり
(支給開始日以前の継続した12か月間の各月の標準月額を平均した額)
 $\div 30日 \times 2/3$ で算出された金額です。
- ◆ 傷病手当金が支給される期間は支給を開始した日から通算して1年6か月です。

障害年金について

- ◆ 公的年金に加入し保険料納付済み期間等を有し、かつ、傷害の状態が一定の程度にあることなどの支給要件を満たしている方が対象です。

	障害基礎年金 (国民年金)	障害厚生年金 (厚生年金)
1級障害	976,125円 + 子の加算額	報酬比例の年金額×1.25 + 配偶者の加給年金額
2級障害	780,900円 + 子の加算額	報酬比例の年金額 + 配偶者の加給年金額
3級障害		報酬比例の年金額(※1) ※1:585,700円に満たない場合は 585,700円
障害手当金 (一時金)		報酬比例の年金額×2(※2) ※2:1,171,400円に満たない場合は 1,171,400円

身体障害者手帳について

- ▶ 障害の認定は永続する障害に対して行います。

👉 “がん”ということだけでは障害には該当しません。

例)

- 喉頭部摘出による音声・言語機能障害
- 脳腫瘍や骨腫瘍、神経への浸潤等による肢体不自由
- 膀胱または直腸機能障害 人工膀胱、人工肛門などを造設した場合
- 呼吸器機能障害

<利用できるサービス>

- ◆ **重度障害者医療費助成（1,2級の方）**
- ◆ 日常生活用具の給付、補装具費の支給
- ◆ 所得税や住民税などの控除 など

あなたはどのようにすごしたいですか？

すごしたい場所（生活する場所）

▶ 住み慣れた自宅

...訪問診療や訪問看護、介護サービスなどが支えてくれます

▶ 緩和ケア病棟

...からだや気持ちのつらさがあるときにすごす場所

最期の場所ではありません

▶ 病院や施設

...介護のこと、医療のことを支えてくれます

自宅で利用できるサービス

▶ 訪問診療

医師が自宅を訪問して診察します。

定期診察のほかに24時間対応も行っている診療所もあります。

▶ 訪問看護

看護師が自宅を訪問して病状の経過観察、排泄介助、点滴などの医療処置、入浴介助などを行います。定期訪問のほか、必要時訪問対応します。

▶ 訪問薬局

薬を自宅へ届けてくれます。

自宅以外の療養先

▶ 介護施設（ホスピスなど）

医療特化型介護施設といって看護師や介護士が24時間常駐している施設があります
訪問診療で医師の診察を受けることもできます。

▶ 療養病棟

継続が必要な医療行為の有無や日常生活動作の介助状況など、入院できる方の条件
があります。

▶ 緩和ケア病棟

入院でのがんに伴う症状緩和が必要な場合に利用できます。

当院にも緩和ケア病棟があります。

当院の相談部門について

▶ 総合サポートセンター内がん相談支援センター

場所：中央棟 1 階100番

がん相談看護師 2 名 医療ソーシャルワーカー 3 名

月曜～金曜 8 時 3 0 分～ 1 7 時 電話相談も可

